

子育て世帯等に対する山梨県営住宅の

入居者資格の緩和について

子育て世帯等が入居しやすい県営住宅へ向けた県の取組として、山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正し、以下の子育て世帯、若者夫婦等世帯及び単身者の入居資格を緩和することとなりました。

[子育て世帯等の入居収入基準の緩和]

○子育て世帯

〔認定月額〕

同居者に小学校就学前の者がある場合 21万4千円以下



同居者に **18歳未満** の者がある場合 **25万9千円以下**

に緩和します。

○若者夫婦等世帯

夫婦等(※)のみの世帯であり、**いずれかが39歳以下の者**の場合

〔認定月額〕

15万8千円以下 **25万9千円以下** に緩和します。

※事実上婚姻の者、婚姻予定者、パートナーシップ宣言した者を含む。

[単身者の入居資格の拡大]

○ 県外だけでなく、**県内に在住する者**でも、県内に就労している者又は就職することが約された者等は、**単身**での入居が可能となりました。

今回の改正により、すでに入居されている子育て世帯等の方で、家賃が減額になる方には県から個別に通知を行いましたが、それ以外の方も下記問い合わせ先に連絡していただき、改めて家賃について確認することが可能です。

また、家賃が減額になる方については、申出書を提出していただいた後、認定されますと翌月から新しい家賃となります。大変お手数ですが、山梨県住宅供給公社において手続をお願いいたします。

なお、ご不明な点は下記のところまでお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

山梨県住宅供給公社

055-237-1656

山梨県県土整備部住宅対策室

055-223-1732